

## 議事要旨(2)実務対応報告「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

布施専門研究員より、実務対応報告「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、公開草案に対して寄せられたコメントへの対応などを含め、公開草案からの変更箇所について説明がなされた。

報告された公開草案からの主な変更箇所は次のとおりである。

- ・ 本実務対応報告適用後の社債発行差金の取扱いが分かり難いというコメントに対応し、「4(2)経過措置」の中で適用直前事業年度末の貸借対照表に計上されていた社債発行差金の取扱いをまとめて記載することとした。
- ・ 繰延資産の項目について、本実務対応報告と企業会計原則との関係を記載することとした。
- ・ 新株予約権付社債を一括法によって処理した場合、当該新株予約権付社債の発行に係る費用は社債発行費として処理する旨を記載することとした。
- ・ 繰延資産の項目ごとに記載していた支出の効果が期待されなくなった繰延資産の会計処理について、「3(6)支出の効果が期待されなくなった繰延資産の会計処理」として一括して記載することとした。

委員等から、「同一の繰延資産項目についての会計処理が前事業年度において行われていない場合には会計方針の変更として取り扱わないこととする。」との記載について、内容を確認する発言がなされた。

なお、前回(第108回)の企業会計基準委員会では、今回の委員会で本実務対応報告の公表を決議する予定である旨の説明がなされていたが、事務局にてスケジュールを再検討した結果、本日は、公開草案からの文案の修正を説明し、8月8日開催予定の第110回企業会計基準委員会にて決議する予定である旨が説明された。

以上